

H21 長野県建設工事監督要綱

初版 平成22年7月

長野県建設工事監督要綱

(平成16年(2004年)9月30日付け16監第140号
農政部長、林務部長、土木部長、住宅部長、企業局長
部局内各課長、地方事務所長、土木部現地機関の長、企業局
現地機関の長、会計局検査課長あて)
〔最終改正 平成20年4月1日 20建政技第117号〕

監督員制度の見直しに伴う長野県建設工事監督要綱の制定について(通知)

このことについて、別添のとおり監督員制度の見直しを行い、建設工事監督要綱を制定しましたので、工事監督の適正な実施についてご配慮願います。

なお、長野県林業土木工事監督要領(昭和54年4月1日53林政第495号)及び、長野県土木工事監督指針(昭和48年4月1日48監第372号)は廃止します。

(通則)

第1条 長野県が発注する建設工事の請負契約の適正な履行を確保するため、監督業務の実施については、地方自治法(昭和22年法律67第号。以下「法」という。)、長野県財務規則(昭和42年第2号。以下「規則」という。)、長野県建設工事等事務処理規程(昭和51年50監技第590号。以下「規程」という。)その他の法令に定めるもののほか、この要綱(以下「要綱」という。)の定めるところによる。

(適用)

第2条 規程第29条から同第33条までの規定により、工事の請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督(以下「監督」という。)の実施について定める。

(監督員の規定)

第3条 発注機関の長は、締結した工事の請負契約の監督を行なう場合において、監督に係る工事の規模、監督に必要な技術の程度、その他技術的な理由(以下「技術的条件」という。)を勘案し、監督員を指定して監督を行う。

2 発注機関の長は、監督員等の氏名を工事の請負契約ごとに遅滞なく契約の相手方に通知する。これらの者に変更があった場合も同様とする。

(監督員の区分)

第4条 前条に掲げる監督員は、総括監督員、主任監督員及び監督員(以下「監督員等」という。)とする。

2 技術的条件を勘案し必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、総括監督員、及び主任監督員をそれぞれ置かないことができる。

(監督業務に係る用語)

第5条 監督業務に係る用語は、規程第2条に定めるほか、次のとおりとする。

- (1) 指示・・・監督員等が受注者に対して、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させること。
- (2) 承諾・・・契約図書で示した事項で受注者が監督員等に対して、書面で申し出た工事施工上の必要な事項について監督員等が書面により同意すること。
- (3) 協議・・・書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ること。
- (4) 通知・・・監督員等が受注者に対して、工事の施工に関する事項について書面を

もって知らせること。

- (5) 受理・・・契約図書に基づき、受注者の責任において提出された書面を監督員等が受け取り、内容を把握すること。
- (6) 確認・・・契約図書に示された事項について、監督員等が臨場若しくは受注者が提出した資料により、監督員等がその内容について設計図書と適合するかを確かめ、認めること。
- (7) 把握・・・監督員等が臨場若しくは受注者が提出した資料により、施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督員等が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。
- (8) 立会・・・契約図書に示された事項について、監督員等が臨場して内容を確認すること。
- (9) 掌理・・・工事を担当し取りまとめること。

(監督業務の分類)

第6条 監督員等は、次の各号に定める業務を担当する。

一 総括監督員

- (1) 工事請負契約書に基づく発注機関の長の権限の事項のうち、発注機関の長が必要と認めて委任したものの処理
- (2) 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾または協議で重要なものの処理
- (3) 関連する2以上の工事の工程等の調整で重要なものの処理
- (4) 工事の内容の変更、一時中止または打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由の確認と、その他重要な事項の発注機関の長に対する報告
- (5) 主任監督員及び監督員の業務に対する指揮並びに監督業務の把握

二 主任監督員

- (1) 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾または協議(重要なもの及び軽易なものを除く。)の処理
- (2) 設計図、仕様書、その他の契約関係図書(以下「契約図書」という。)に基づく工事の実施のための詳細図等(軽易なものを除く。)の確認または契約の相手方が作成したこれらの図書(軽易なものを除く。)の承諾
- (3) 契約図書に基づく工程の管理、立合い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験または検査の実施(他のものに実施させ、当該実施を確認することを含む。以下同じ。)で重要なものの処理。
- (4) 関連する2以上の工事の工程等の調整(重要なものを除く。)の処理
- (5) 工事の内容の変更、一時中止または打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由の確認と、その他必要と認める事項の総括監督員に対する報告。
- (6) 監督員の業務に対する指揮並びに監督業務の把握

三 監督員

- (1) 請負者に主として対応し、掌理を行う者
- (2) 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾または協議で軽易なものの処理
- (3) 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等の作成、または契約の相手方が作成したこれらの図書で軽易なものの承諾
- (4) 契約図書に基づく工程の管理、立合い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験または検査の実施(重要なものを除く。)
- (5) 工事の内容の変更、一時中止または打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由の確認と、その他必要と認める事項の主任監督員に対する報

告。

- 2 総括監督員を置かない場合は、前項一の業務は主任監督員が担当し、総括監督員及び主任監督員を置かない場合は、前項一及び二の業務は監督員が担当する。

(監督員等の指定基準等)

第7条 総括監督員は、当該工事発注機関の長又は次長、若しくは工事を担当する課長及び課長補佐のいずれかの中から指定する。

- 2 主任監督員は、当該工事発注機関の当該工事を担当する係長又は担当係長、若しくは監督員としての経験を有する主任以上の職にあるもののいずれかの中から指定する。
- 3 監督員は、工事を担当する職員を指定する。
- 4 当該工事の技術的条件及び工事を所掌する組織における職員の配置状況により前項の規定によることが困難であると認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該技術的条件を勘案し、監督を厳正かつ適確に行うことができると認められる者を指定することができる。
- 5 具体的な指定基準は別に定める。

(監督員等間の報告等)

第8条 監督員は、受注者から主任監督員に係る業務に関して協議や報告等があった場合は、速やかにその内容を主任監督員へ報告する。

- 2 監督員及び主任監督員は、受注者から総括監督員に係る業務に関して協議や報告等があった場合は、速やかにその内容を総括監督員へ報告する。

(監督補助員の指定及び業務)

第9条 発注機関の長は、当該工事の技術的条件及び工事を所掌する組織における職員の配置状況により、必要と認められる場合は監督補助員を設けることができる。

- 2 発注機関の長は、監督補助員を設けた場合は、遅滞なく契約の相手方に通知する。これらの者に変更があった場合も同様とする。
- 3 監督補助員は、監督員等の権限を代行することはできない。但し、監督員等が認めた場合にあつては、把握及び立会いを実施出来るが、結果については速やかに監督員等へ報告しなければならない。

(監督業務の内容)

第10条 監督員等が行う監督業務の内容は、別に定める。

- 2 設計変更に関する監督員の業務基準は、別に定める。

(監督員等の業務記録等の作成)

第11条 監督員等は次の各号に掲げる図書(契約の相手方から提出された図書を含む。)をそれぞれの担当事務に応じて作成及び整理して保管し、発注機関の長、総括監督員、主任監督員及び検査員から提出を求められた場合は速やかにこれを提示する。

- (1) 契約の履行に関する協議事項(軽易なものを除く。)を記載した書類
- (2) 工事の実施状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の事実を記載した図書
- (3) 規定第32条2項に規定する監督日誌

(工事成績評価の実施)

第12条 監督員等は、担当する工事について、工事成績評価要領に基づき、適正に評価を実施しなければならない。

付則

- 1 この要綱は平成16年10月1日から適用する。
- 2 昭和54年4月1日53林政第495号の長野県林業土木工事監督要領及び昭和48年4月1日48監第372号（昭和60年12月3日 60監第464号改正）の「長野県土木工事監督指針」は廃止する。

付則

この要綱は平成20年4月1日から適用する。